

長崎県県北地区における平戸市漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年3月31日(協定認定日)
令和6年1月31日(変更認定日)
令和6年5月1日(変更認定日)
令和6年7月10日(変更認定日)
令和6年8月1日(変更認定日)
令和7年1月31日(変更認定日)
令和7年2月28日(変更認定日)
令和7年7月11日(変更認定日)

(目的)

第1条 本協定は、平戸市漁業協同組合(以下「漁協」という。)に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	長崎県平戸西部海域	ヒラマサ・マアジ・ブリ・ケンサキイカ・クロマグロ	定置網漁業(獅子地区)
(2)	長崎県平戸西部海域	ケンサキイカ	いかつり漁業(獅子地区)
(3)	佐世保市高後崎以北の佐世保市、平戸市、松浦市及び北松浦郡の地先海面。但し、伊万里湾を除く。	カワハギ・マダコ	かご漁業(獅子地区)
(4)	次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ各直線、オと力を結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域	マダイ・キダイ・イサキ・チダイ	ごち網漁業(獅子地区)

	<p>を除いた海域。</p> <p>(ア)平戸市生月町大バエ鼻灯台</p> <p>(イ)アから正西の線上アから 12,500 メートルの点(北緯 33 度 26 分 18 秒、東経 129 度 17 分 46 秒)</p> <p>(ウ)平戸市野子町魚釣崎と北松浦郡小値賀町野崎島北端を結んだ直線上平戸市野子町魚釣崎から 7,000 メートルの点</p> <p>(工)平戸市野子町魚釣崎</p> <p>(オ)平戸市主師町呼崎</p> <p>(カ)平戸市生月町潮見崎</p>		
(5)	<p>次のア、イ、ウ、工の各点を順次結んだ各直線、オとカを結んだ直線及び陸岸とによって囲まれた海域のうち共同漁業権の区域を除いた海域</p> <p>(ア)平戸市生月町大バエ鼻灯台</p> <p>(イ)アから正西の線上アから 12,500 メートルの点(北緯 33 度 26 分 18 秒、東経 129 度 17 分 46 秒)</p> <p>(ウ)平戸市野子町魚釣崎と北松浦郡小値賀町野崎島北端を結んだ直線上平戸市野子町魚釣崎から 7,000 メートルの点</p> <p>(工)平戸市野子町魚釣崎</p> <p>(オ)平戸市主師町呼崎</p> <p>(カ)平戸市生月町潮見崎</p>	マダイ・イサキ・キダイ・チダイ	ごち網漁業(中津良地区)
(6)	長崎県平戸(中津良)海域	マアジ・ヒラマサ・ブリ・ケンサキイカ・カマス類	定置網漁業(中津良地区)
(7)	長崎県平戸(中津良)海域	ケンサキイカ	いかつり漁業(中津良)

			地区)
(8)	長崎県平戸(薄香)海域	クロマグロ・マアジ・ケンサキイカ・ヒラマサ・メジナ	定置網漁業(薄香地区)
(9)	長崎県平戸(度島)海域	クロマグロ・マアジ・ケンサキイカ・イサキ・クロムツ・ヒラマサ	定置網漁業
(10)	長崎県平戸(度島)海域	トビウオ類	機船船びき網漁業(度島地区)
(11)	長崎県平戸(度島)海域	マダコ	たこつば漁業(度島地区)
(12)	長崎県平戸(度島)海域	ケンサキイカ・アオリイカ	いかつり漁業
(13)	長崎県平戸(度島)海域	サワラ・ヒラマサ・イサキ・ブリ	釣り漁業
(14)	長崎県平戸(津吉)海域	ブリ・ヒラマサ・マアジ・ケンサキイカ・アオリイカ・クロマグロ	定置網漁業(津吉地区)
(15)	長崎県平戸(平戸)海域	トビウオ類	機船船びき網漁業(平戸地区)

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ(小型魚) 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2
- 1 に定める目標

クロマグロ(大型魚) 資源管理基本方針別紙2-2 に定める目標

ブリ 資源管理基本方針別紙2-51に定める資源管理の方向性

マアジ 資源管理基本方針別紙2-5に定める目標

ヒラマサ 長崎県資源管理方針(令和2年12月1日長崎県告示第754号)
別紙3-55に定める資源管理の方向性

ケンサキイカ 長崎県資源管理方針別紙3-14に定める資源管理の方向性

カワハギ 長崎県資源管理方針別紙3-37に定める資源管理の方向性

マダコ 長崎県資源管理方針別紙3-25に定める資源管理の方向性

マダイ 資源管理基本方針別紙2-50に定める資源管理の方向性

キダイ 長崎県資源管理方針別紙3-9に定める資源管理の方向性

イサキ 長崎県資源管理方針別紙3-20に定める資源管理の方向性

チダイ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 65 に定める資源管理の方向性
カマス類	長崎県資源管理方針別紙 3 - 36 に定める資源管理の方向性
メジナ	資源管理基本方針別紙 3 - 60 に定める資源管理の方向性
トビウオ類	長崎県資源管理方針別紙 3 - 50 に定める資源管理の方向性
クロムツ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 42 に定める資源管理の方向性
サワラ	資源管理基本方針別紙 3 - 11 に定める資源管理の方向性
アオリイカ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 27 に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的管理措置(漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、長崎県漁業調整規則、免許内容、広域漁業調整委員会指示、海区漁業調整委員会指示、各種漁業許可内容の制限措置及び条件)を遵守することに併せ、漁獲努力量制限として年間操業可能日数を削減するため、それぞれ次表に掲げるところにより休漁を行うものとする。

番号	資源管理措置	取組み内容	公的管理措置 (操業期間)	確認用提出資料
(1)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 小型定置(和田漁場) 定期休漁 10日間)	○免許内容上の漁業の時期 1月1日~12月31日 ○小型定置網漁業許可 1月1日~12月31日	漁協仕切伝票
		小型定置(小島漁場) 定期休漁 日間)		
		年間操業可能日数(365日)を3.5%以上削減する。 小型定置(春日漁場) 定期休漁(13日間休漁)		
(2)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 定期休漁(9月から8月の間、10日間休漁)(別紙1休漁日)	○小型いかつり漁業許可 1月1日~12月31日	同上

(3)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 定期休漁(9月から8月の間、10日間休漁)(別紙2休漁日)	○かご漁業許可 1月1日~12月31日	同上
(4)	休漁	年間操業可能日数(306日)を3%以上削減する。 定期休漁 毎月 休漁とし10日間以上操業日数を削減する。	○ごち網漁業許可 3月1日~12月31日	同上
(5)	休漁	年間操業可能日数(306日)を3%以上削減する。 定期休漁 毎月 休漁とし10日間以上操業日数を削減する。	○ごち網漁業許可 3月1日~12月31日	同上
(6)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 小型定置(鵜瀬漁場) 定期休漁(10日間休漁)	○免許内容上の漁業の時期 1月1日~12月31日	同上
(7)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 定期休漁(9月~8月の間、下記の10日間休漁)	○小型いかつり漁業許可 1月1日~12月31日	同上
(8)	休漁	年間操業可能日数(365日)を3%以上削減する。 小型定置(須草漁場) 定期休漁(の11日間休漁)	○免許内容上の漁業の時期 1月1日~12月31日	同上
(9)	休漁	年間操業可能日数(365日)を3%以上削減する。 小型定置(荒崎鼻東漁場) 定期休漁(の間休漁) 年間操業可能日数(365日)を2.7%以上削減する。 小型定置(小川漁場)	○免許内容上の漁業の時期 1月1日~12月31日	同上

		定期休漁（ 休漁） 大型定置（北定第1号） 定期休漁（ 休漁）		
(10)	休漁	年間操業可能日数（188日） を7%以上削減する。 定期休漁（ 14日間休漁）	○機船船びき網漁業許可 （2そうびき） 8月25日～2月28日	同上
(11)	休漁	年間操業可能日数（365日） を4.3%以上削減する。 定期休漁（ 16日間休漁）	○たこつぼ漁業許可 4月1日～10月31日 ○免許内容上の漁業の時 期 （たこ漁業） 1月1日～12月31日	同上
(12)	休漁	年間操業可能日数（365日） を2.7%以上削減する。 定期休漁（3月～2月の間、下 記10日間休漁）	○小型いかつり漁業許可 1月1日～12月31日	同上
(13)	休漁	年間操業可能日数（365日） を2.7%以上削減する。 定期休漁（3～2月の間、下 記10日間休漁）	なし	同上
(14)	休漁	年間操業可能日数（365日） を2.7%以上削減する。 小型定置（雁瀬地先漁場） 定期休漁（ 10日間休漁）	○免許内容上の漁業の時 期 1月1日～12月31日	同上
(15)	休漁	年間操業可能日数（249日） を4.0%以上削減する。 定期休漁（ 10日間休漁）	○機船船びき網漁業許可 （2そうびき） 8月25日～4月30日	同上

2 前項の取組に加え、(1)(8)(9)(14)クロマグロについては、資源管理基本

方針及び長崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、長崎県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

なお、当該措置について確認用提出資料は以下のとおり。

- ・管理日誌又は漁協が早期是正措置等の履行状況を確認した旨を明記した書類

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、漁協は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）に報告する。

3 第1項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、法第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内

容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 4 漁協は、前3項の届出を受理した場合は、法第125条第2項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

第10条 漁協は、資源管理協定を変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり (強度資源管理措置取組者は備考欄にその旨を明記)